

最近の年金関連トピックス

平成27年7月



目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 確定拠出年金関連	
1-1. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の提出	… 4
1-2. 確定拠出年金導入企業が2万社に	… 8
2. 退職給付会計関連	
2-1. 平成27年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果	… 10
2-2. 金融庁が「IFRS適用レポート」を公表	… 13
2-3. 法人税率引下げと年金の掛金	… 14
2-4. 超低金利 揺れる企業年金	… 15
2-5. 修正国際基準 ようやく公表へ	… 16
3. 厚生年金基金関連	
3-1. 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率(平成27年度)	… 18
4. その他企業年金関連	
4-1. 平成27年3月末の企業年金の資産残高等	… 21
4-2. 「日本再興戦略」改訂2015(素案)	… 22
5. 公的年金関連	
5-1. 政府が高収入高年齢者の年金減額を検討	… 24
5-2. 生涯現役社会実現に関する検討会 報告書案取りまとめ	… 25
6. 平成27年4月～平成27年6月の年金ニュース	… 27
7. 平成27年4月～平成27年6月の年金メールマガジン	… 29

※ 平成27年4月～平成27年6月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《確定拠出年金法等の改正法案》 ⇒P.4~7

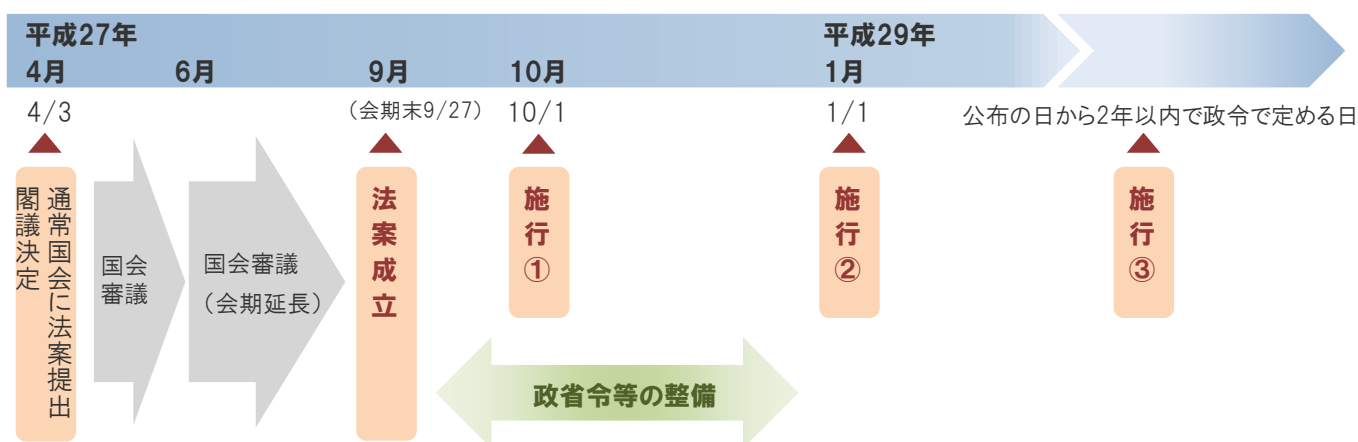
本年4月に確定拠出年金法等の改正法案が国会に提出されました。同法案は昨年6月から行われてきた社会保障審議会企業年金部会の企業年金制度の見直しに関する議論を基に、本年1月に取りまとめられた報告書の内容を踏まえた内容となっています。

法案の内容は主に企業型DCの利便性向上、個人型DCの普及、より適切な運用を可能とする環境整備等となっています。

6月の通常国会会期末までの法案成立を見込んでいましたが、そもそも医療や雇用関連の法案が目白押しであることに加え、他の法案の審議難航、更に日本年金機構の情報流出事案により審議が一時ストップする事態になる等様々な要因が重なり、現時点で法案成立のめどが立っていません。

なお、国会の会期は9月27日まで延長されることが決定しており、今通常国会中に法案が成立する可能性は残っているものの、施行スケジュールが変更になることも考えられます。

＜今国会で法案が成立した場合のスケジュール＞



＜各改正項目の施行日＞

平成27年10月1日施行 (施行①)	公布の日から2年以内で政令で定める日 (施行③)
<ul style="list-style-type: none">DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直しDBからDCへの資産移換における同意要件の緩和DB間の権利義務の移転・承継手続きの緩和DC投資教育の企業年金連合会への委託	<ul style="list-style-type: none">『簡易型DC制度』の創設『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』の創設DCからDB等への年金資産の持ち運びの拡充「DCの運用改善」関連全項目DBから脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件の緩和DCの運営管理機関の委託にかかる事業主の努力義務
平成29年1月1日施行 (施行②)	
<ul style="list-style-type: none">DC掛金の拠出限度額および拠出時期の年単位化個人型DCの加入者範囲の拡大	

1. 確定拠出年金関連

1-1. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の提出

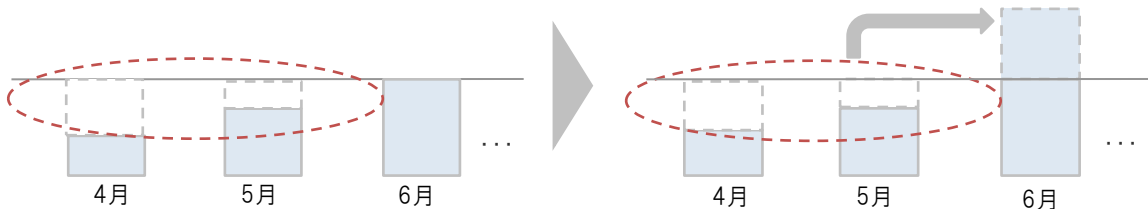
- 確定拠出年金法等の改正にかかる法案を4月3日に提出
- 当該法案は、第189回通常国会で審議される予定

DC掛金の拠出限度額規制を年単位化

- ✓ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更
- ✓ 掛金の拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上、定期的に拠出」へ変更
(施行日:平成29年1月1日)

<現行>各月で拠出限度額の使い残しが発生

<見直し案>使い残し分を賞与時にまとめて拠出することが可能



中小企業向けの取組

- ✓ 中小企業(従業員100人以下)を対象に、以下の制度を創設

項目	内容	施行日
『簡易型DC制度』の創設	設立手続き等を大幅に緩和 [※] した制度	公布の日から2年以内 で政令で定める日
個人型DCへの『小規模事業主掛金納付制度』の創設	個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする制度	

※ 運営管理機関委託契約書、資産管理契約書等の添付を省略

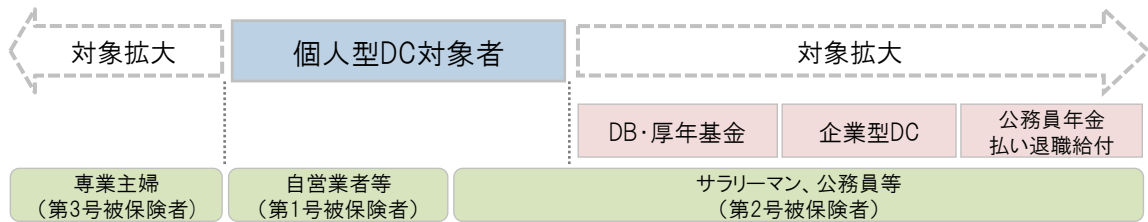
1-1. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の提出

個人型DCの適用範囲拡大

- ✓ 第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者も加入可能とする

※ 企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る

(施行日:平成29年1月1日)



ポータビリティの拡充

- ① DCからDB等、制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充

(施行日:公布の日から2年以内で政令で定める日)

移換前に加入していた制度	移換先の制度			
	DB	企業型DC	個人型DC	中退共
DB	○※1	○	○	×⇒○※2
企業型DC	×⇒○※1	○	○	×⇒○※2
個人型DC	×⇒○※1	○	△	×
中退共	○※2※3	×⇒○※2	×	○

※1 移換先DBにその旨の規約手当が条件

※2 合併等の場合に限る

※3 中小企業でなくなった場合は現行でも可能

- ② DB間でのポータビリティを拡充

- ✓ 加入者の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに個人単位の権利義務の移転・承継を可能とする (施行日:平成27年10月1日)

- ✓ 脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件を緩和(加入者期間(20年未満)を削除) (施行日:公布の日から2年以内で政令に定める日)

1-1. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の提出

企業型DCの運用の改善

- ✓ 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う
- ✓ あらかじめ定められた指定運用方法(デフォルト商品)に関する規定の整備およびデフォルト商品として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる

項目	内容	施行日
継続投資教育の努力義務化	制度導入時の投資教育と同様に継続投資教育を努力義務化	公布の日から2年以内で政令で定める日
商品提供数の上限を設定	商品は政令で定める数以下とする (注)施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限対象外(5年間の経過措置)	
運用商品除外規定の緩和	運用商品を除外する際は、当該商品を選択して運用の指図を行っている加入者等の3分の2以上の同意を得ること※1 (注)施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前どおり、全員の同意取得要	
運用商品の選定基準の変更	リスク・リターン特性の異なる3本以上の運用商品を提供すること (注)簡易型DCの場合は2本以上	
デフォルト商品規定の法令化	デフォルト商品の設定は任意(設定した場合は、以下の対応が必要) ・加入時に内容(利益の見込み・損失可能性等)を周知 ・加入者が選択を行わない場合※2、デフォルト商品を選択したとみなす旨を通知(選択を行わないまま一定期間経過した場合※3は、自動的にデフォルト商品を購入)	
デフォルト商品の基準の明確化	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならない	
運営管理機関の委託にかかる事業主の努力義務	少なくとも5年ごとに運営管理業務の実施に関する評価、委託についての検討を行い、必要に応じて変更等を行うことを努力義務化	

※1 除外する旨の通知から3週間以上で規約で定める期間を経過してもなお同意/不同意の意思表示がない場合は同意したものとみなすことができる

※2 最初の掛金納付日から起算して3ヶ月以上で規約で定める期間(特定期間)を経過しても運用指図がない場合

※3 特定期間を経過した日から2週間以上で規約で定める期間(猶予期間)を経過しても運用指図がない場合



1-1. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の提出

その他

- ✓ 企業年金の手続き簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる

項目	内容	施行日
DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直し	以下に該当する場合は承認・認可を受けて事業所を減少させることができる(減少させる事業所の同意等は不要) ・減少させようとする事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合 ・基金型の場合はその事業所を減少させた後も加入者数300人以上となる場合 ・事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合は、規約に減少事業所が掛金一括拠出する旨を定めている場合	平成27年10月1日
DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和	移換元のDB掛金が増加しない場合、加入者の全てが資産移換しない実施事業所については、同意を不要とする	
企業年金連合会への投資教育の委託	資産運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務を企業年金連合会へ委託することができる	
国民年金基金連合会の業務の追加	個人型DCについての啓発活動および広報活動を行うことができるものとする	平成29年1月1日
国民年金基金の合併・分割	代議員の3分の2以上の議決を経て、合併または分割を行うことができるものとする	

1-2. 確定拠出年金導入企業が2万社に

- 確定拠出年金の導入が増加傾向、背景は①企業に積立不足穴埋めの義務がない点、②掛金の非課税枠の拡大および昨今の運用環境の好転

～以下、メールマガジン「確定拠出年金導入企業が2万社に」転載～

5月6日付けの日本経済新聞1面に「確定拠出年金 2万社に」という記事が掲載されていました。

記事によりますと、この4月には、三菱東京UFJ銀行や電通等の企業がDCを導入しており、企業に積立不足穴埋めの義務がない点、掛金の非課税枠の拡大および昨今の運用環境の好転等を背景に、確定拠出年金の導入が増加傾向であるとあります。

一方、確定拠出年金の課題として、受給方法が年金受け取りではなくて、一時金受け取りに偏っていることや、資産運用商品が低利回りの元本確保型に偏っていることを指摘しております。これらの課題については、昨秋より、社会保障審議会企業年金部会にて議論されており、前者についてはDB・DCの拠出時・給付時の仕組みの見直し(イコールフットイング)として継続的に検討していくこととされ、後者については、DCの運用の改善にかかる内容(別紙)が、先月国会に提出された確定拠出年金法等の改正法案に盛り込まれております。

2. 退職給付会計関連

2-1. 平成27年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果

- 平成27年3月期の積立不足※1は前期比17.0%減少
- 退職給付に係る調整累計額(未認識数理計算上の差異等の残高※2)は平均1.6億円(利益)、退職給付会計導入後初めてプラスに転換
- 企業毎の改善度合いにはばらつきも

※1 BSIに計上されている「退職給付に係る負債」と「退職給付に係る資産」の合計額がプラスの状態を積立超過、マイナスの状態を積立不足としている。以下同じ。

※2 未認識数理計算上の差異の残高および未認識過去勤務費用の残高の合計。以下同じ。

年金資産の積立状況

- ✓ 企業毎の「退職給付に係る資産」と「退職給付に係る負債」の合計額から積立状況を分析すると、平成27年3月期決算における年金資産の積立状況は、平均245億円の積立不足です。
- ✓ 平成26年3月期は平均295億円の積立不足であったため、積立不足の額は17.0%減少しました。
- ✓ 「退職給付に係る負債」は前年度比0.3%増加と横ばいであるのに対し、「退職給付に係る資産」は同47.4%増加と大幅な増加となりました。

(単位:億円、%)

	2014年3月期		2015年3月期		増減率
	合計	1社平均	合計	1社平均	
退職給付に係る負債 (A)	121,163	404	121,482	405	+0.3%
退職給付に係る資産 (B)	32,565	※1 151	47,990	※2 203	+47.4%
貸借対照表計上額純額 (B)-(A)	▲ 88,598	▲ 295	▲ 73,492	▲ 245	▲ 17.0%
退職給付債務	399,482	1,332	決算短信に情報がいないため不明		
年金資産	311,078	※3 1,040			

※ 数値は300社ベース(ただし、退職給付に係る資産・年金資産は計上していない企業があり、※1は215社、※2は236社、※3は299社の平均値)

2-1. 平成27年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果

退職給付に係る調整累計額(未認識数理計算上の差異等の残高)の状況

- ✓ 平成27年3月期決算では、退職給付に係る調整累計額が平均1.6億円(利益)となりました。
(年金資産の好調な運用成績が続いていることにより、未認識数理計算上の差異(利益)が積み上がり、未認識数理計算上の差異(損失)の既発生分を上回ったため)
- ✓ 平成26年3月期は平均▲43.5億円(損失)であったことから、損失から利益に転じたこととなります。退職給付会計導入後、初めて利益に転換しました。これまで未認識項目の費用処理は退職給付費用を増加させる要因でしたが、今後はその状況が変わることが見込まれます。
- ✓ 退職給付に係る調整累計額が利益となったことは、0.03%とわずかですが自己資本を押し上げる要因となりました。(平成26年3月期は平均▲0.8%の減少)

(単位:億円、%)

	2014年3月期		2015年3月期		増減率
	300社合計	1社平均	300社合計	1社平均	
退職給付に係る調整累計額 (A)	▲ 13,062	▲ 43.5	487	1.6	+103.7%
自己資本 (B)	1,651,661	5,506	1,921,428	6,405	+16.3%
(A)／(B)	▲0.8%	▲0.8%	0.03%	0.03%	+103.2%

【補足】

- ✓ 未認識数理計算上の差異等の残高は、税効果を考慮のうえ、「退職給付に係る調整累計額」として「その他の包括利益累計額」に計上されます。自己資本は、株主資本と「その他の包括利益累計額」の合計であるため、未認識項目の増減によって直接影響を受けます。

退職給付に係る調整累計額 = 未認識項目 × (100% - 実効税率)

「その他の包括利益累計額」に含まれる

自己資本

= 株主資本 + その他の包括利益累計額

2-1. 平成27年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果

積立状況の改善度合いにはばらつき

- ✓ 平成27年3月期決算において、前年度に比べて積立状況が改善（積立超過が拡大または積立不足が減少）した企業は209社、悪化（積立不足が拡大または積立超過が減少）した企業は91社となりました。
- ✓ 全体として積立状況は改善しているものの、約3分の1の企業は積立状況が悪化しており、企業毎の改善状況にはばらつきが見られます。

	社数	構成比
前年度 積立超過	48	16.0%
積立超過 拡大	36	12.0%
積立超過 縮小	12	4.0%
(うち積立不足に転換)	6	2.0%
前年度 積立不足	252	84.0%
積立不足 縮小	173	57.7%
(うち積立超過に転換)	26	8.7%
積立不足 拡大	79	26.3%
積立状況改善	209	69.7%
積立状況悪化	91	30.3%

- ✓ この理由として、以下の点が考えられます。
 - 平成26年度の運用環境は好調、平成27年3月期末の金利は低下（GPIFの平成26年度利回り:11.7%（弊社推計）
（20年国債応募者利回り:平成26年3月 1.527%、平成27年3月 1.199%）
 - 金利低下に伴う割引率の引下げで退職給付債務が増加した場合、積立型の企業年金制度は好調な運用成績によって積立不足が圧縮されるが、非積立型の退職一時金制度は積立不足が拡大する
- ✓ こうしたことから、退職給付制度に占める非積立型制度の比率が高い企業を中心に積立状況が悪化したと考えられます。“年金資産を持たないリスク”が表面化したとも言えます。

2-2. 金融庁が「IFRS適用レポート」を公表

- 金融庁がIFRS任意適用企業を対象とした「IFRS適用レポート」を公表

～以下、メールマガジン「金融庁が「IFRS適用レポート」を公表」転載～

4月15日に企業会計審議会第2回会計部会が開催され、同日公表された「IFRS適用レポート」の内容について意見交換が行われました。このIFRS適用レポートは4月15日付の日本経済新聞朝刊(5面)で採り上げられていたものです。

IFRS適用レポートは、本年2月末現在でIFRSを任意適用している企業(適用予定企業を含む)69社を対象とした調査で65社から回答があり、うち28社には直接ヒアリングも行っています。

内容は、(1)任意適用を決定した理由や任意適用のメリット、(2)移行プロセスや社内体制、(3)移行コストや移行の準備期間、(4)移行の際の課題、などです。例えば、任意適用の理由として最も多かったのは「経営管理への寄与」次いで「同業他社との比較可能性の向上」や「投資家(特に海外)への説明の容易さ」の順となっています。

企業会計審議会では、IFRS適用レポートを評価する意見がほとんどでした。また、経営管理への寄与が任意適用のメリットのトップになったことは今後の任意適用の拡大につながるの期待や、このレポートが今後任意適用を検討する企業に役立つなどの声が上がりました。なお、経営管理への寄与といっても親会社及び海外子会社間の決算処理の統一といった事務的な効率アップという側面と管理会計など経営政策上の側面と両面あり、どちらの効果であったかは社別に異なっているのではないかと指摘もありました。

なお、日本証券取引所を出身母体とする委員から、今年度から始まっている決算短信での会計基準選択に関する考え方の開示について紹介があり、「3月決算の発表は現時点ではまだ10社であるが、2社はすでにIFRSを任意適用している会社で、残る会社のうち4社は今後IFRSを適用予定と開示している。この4社のうち3社はこれまでIFRSの適用に関して意思表示していない会社である」と発言しています。IFRSの任意適用企業が今後増加してくる兆しかもしれません。

IFRSの退職給付会計は、数理計算上の差異(IFRSでは再測定)の取扱いや情報開示などが日本基準と異なります。IFRSでは、再測定はその後損益計算書で表示されませんし、退職給付債務の金利感応度(割引率の変動に伴う退職給付債務の変動状況)などの開示が求められるからです。IFRS任意適用企業が増加してくると、任意適用していない会社に対しても数値の差異についての説明や追加情報の開示が求められる可能性があります。

IFRS適用レポートはこちら <http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1.html>



2-3. 法人税率引下げと年金の掛金

- 退職給付は会計(費用)と税(損金)とで認識時期に違いがあるため、その差異について税効果会計を適用
- 今年度及び来年度の法人税率引下げ決定により、当該影響が2014年度の決算に反映

～以下、メールマガジン「法人税率引下げと年金の掛金」転載～

4月28日の日本経済新聞16面(投資情報1)に、「法人税率下げでなぜ減益」という記事が掲載されています。税と会計の処理方法の違い、いわゆる税効果会計の影響を指摘した記事です。

企業会計は収益から費用を差し引いて利益を計算します。これに対し、課税所得は益金から損金を差し引いて算出します。ただ、収益と益金、費用と損金は認識する方法や時期がすべて一致するわけではありません。税効果会計は、このうち認識時期の違いに関する差異を解消する会計処理です。企業にとって“税金”も費用ですから、税費用を適切に期間配分することによって当期の期間損益を正確に把握しようとするものです。

年金を含めた退職給付は、税効果会計が適用される代表例です。会計上の費用は退職給付費用ですが、税務上の損金は年金制度への掛金であり、退職金の支払額です。両者は各会計年度では一致しませんが、最終的には必ず一致します。なぜなら、企業が退職給付に関して負担するのは掛金であり、退職金の支払いであるからです。要するに、退職給付は会計(費用)と税(損金)とで認識時期に違いがあるため、その差異について税効果会計を適用するわけです。

退職給付費用>掛金であれば、その差額(費用超過部分)は益金として課税されますが、将来その差額が掛金として拠出されれば、その時点で税負担が軽減されることとなります。税効果会計では、将来税負担が軽減する部分についてその時点で実現するという前提で処理します。具体的には、利益の計算において実際に支払う税金を差し引いたうえで、将来戻る税負担分を利益に戻し入れます。貸借対照表には利益に加えた額と同額の繰延税金資産を計上します。

法人税率が引き下げられると、将来戻ると想定していた額(利益)が減少することとなります。したがって、計上していた繰延税金資産のうち税率引下げによって税負担が減少する分だけ取り崩すこととなります。このケースでは、資産が減少するため、損失が計上されます。

掛金は損金ですから、税率が高い時点で支払っておいた方が有利です。例えば、税率50%の時に100の掛金を拠出すると税負担が50減少するため、実質的な資金負担は50になりますが、税率40%に下がった時に100の掛金を拠出すると実質資金負担は60に増加するからです。税率50%の時点で100の積立不足(退職給付費用一掛金)に対して税効果の処理を行う場合、将来税負担が軽減される50の繰延税金資産を計上しますが、税率が40%になった時点では繰延税金資産を10取り崩し、同額の損失を計上することとなります。

日本経済新聞の記事は、今年度と来年度の法人税率引下げが決定したため、その分の影響が2014年度の決算で織り込まれたことについての解説です。ただ、法人税率はその後も引下げが検討されており、数年後には実効税率20%台を目指すと言われています。したがって、前倒しで積立てを行うことの経済的メリットは、これからでも十分に取り込めると考えます。



2-4. 超低金利 揺れる企業年金

- 国内株式の活況等により、企業年金の積立状況は改善が見られるものの、金利低下による債務増大や債券運用難という事情も

～以下、メールマガジン「超低金利 揺れる企業年金」転載～

6月19日の日本経済新聞では、標記のタイトルで主に欧州における企業年金の債務の増加と債券の運用難が紹介されています。我が国では、国内株式市場の活況や円安が寄与し、企業年金の状況は好転しているとはいえ、金利低下による債務の増大と債券運用難という事情は同様であり、決して楽観は許されない状況にあります。

先に、三菱UFJ年金情報あるいは本誌P.10～12にて平成27年3月期決算短信を基にした退職給付の分析を紹介しました。そこでは、全体としては積立状況が改善したものの、約3分の1の企業は積立状況が悪化していることを確認しています。積立状況が悪化したのは、年金資産の増加以上に退職給付債務が増加した結果であり、金利低下が大きく影響したと見られます。

年金資産を持たない退職一時金制度は、年金資産変動による影響を受けないかわりに、年金資産の増大という恩恵に浴することもできません。したがって、年金に移行していない部分の比率が高い会社は、積立状況が悪化した可能性があります。また、年金資産の運用リスクを極端に抑制した企業では年金資産の増加額よりも退職給付債務の増加額が大きくなり、結果的に積立状況が悪化したケースがあるかもしれません。

6月末には3月決算企業の有価証券報告書が提出され、退職給付の注記が開示されることとなります。より詳細な状況が明らかになるにつれて、今後に向けての課題も見えてくると思われます。

2-5. 修正国際基準 ようやく公表へ

- 修正国際基準が公表議決
- 2016年3月31日に終了する年度から適用開始

～以下、メールマガジン「修正国際基準 ようやく公表へ」転載～

6月29日の第314回企業会計基準委員会において、修正国際基準(正式名称は「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」)の公表議決が行われ、6月30日に同委員会のHPで基準が公開されました。

修正国際基準は、昨年7月に公開草案が公表され、その後は10月末までに寄せられたコメントに対する議論が行われてきました。作業部会での議論は、2月6日の第22回会合で終了し、2月8日に開催された第305回企業会計基準委員会では、2015年4月1日以降開始される事業年度の第一四半期からの適用を視野に入れて基準確定の寸前まで議論は煮詰まっていました。

今般の議決までは、それから5か月あまりの時間を要したわけですが、その背景は、IFRSとの著作権に関する議論にあったようです。修正国際基準では、IFRSの基準の文言をそのまま引用している部分があり、IFRS財団から著作権に関して明確化するよう求められていたとのことです。

なお、この交渉により、適用時期が当初予定していた「2015年4月1日以降に開始される連結事業年度の第一四半期」には間に合わなくなったため、2016年3月31日に終了する年度(連結四半期財務諸表へは、2016年4月1日以降開始される事業年度の第一四半期)からの適用開始に変更されています。

ご案内のとおり、修正国際基準はIFRSとの差異を最小限にとどめており、主要な差異は、(1)のれんの償却を行う、(2)確定給付の再測定(日本基準における数理計算上の差異と概ね同じ)のリサイクリングを行う、という点です。

修正国際基準は、IFRSの基準について基準毎に適用の可否を判断し、必要があれば加除修正を加えるというエンドースメント手続きに則ったものです。したがって、今回の作業で完了というわけではなく、今後IFRSで新しい基準が策定されれば、都度その新しい基準について作業を行っていくこととなります。

修正国際基準に関しては、作業段階から適用する企業があるか懸念が持たれていました。最近、純粋なIFRSを適用する旨を公表する企業が増える中で、この懸念はますます高まっていると感じられます。適用する企業が少なければ適用しようとする企業も二の足を踏むことになる可能性があるからです。

3. 厚生年金基金関連

3-1. 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率 (平成27年度)

- 平成27年度(H27.4.1～H28.3.31)に分割納付特例を適用して解散する厚年基金(自主解散型および清算型)および清算未了特定基金型納付計画を承認された基金について、分割納付する額に係る利率は0.37%

分割納付に係る利率

✓ 上記の利率は、以下①②のいずれか低い率を基準に設定されます。

- ① 毎年4月の10年国債応募者利回り (平成27年度は0.369%)
- ② 前年度の10年国債応募者利回りの平均 (平成27年度は0.490%)

解散認可等の年度に応じた利率

✓ 分割納付に係る利率は、解散認可または清算未了特定基金型納付計画の承認(以下、「解散認可等」)の年度に応じて、以下の通り定められます。
(分割納付期間にわたり、固定)

解散認可等の年度	26年度	27年度
分割納付に係る利率	0.63%	0.37%

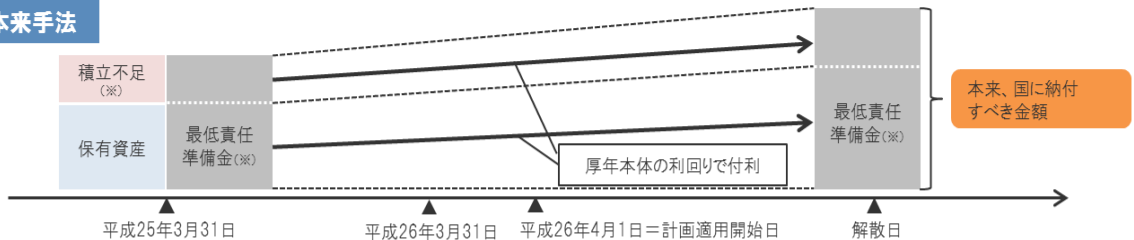
3-1. 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率 (平成27年度)

(ご参考)解散計画提出時の特例的取扱い

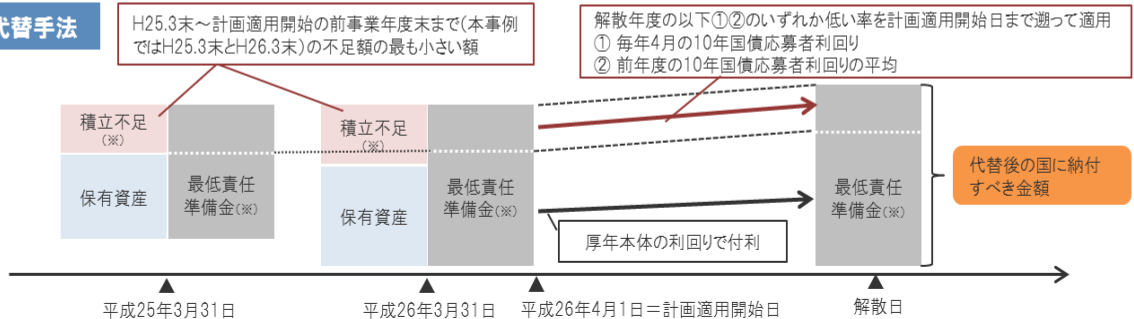
- ✓ 解散計画を提出した代行割れ基金が分割納付特例を承認された場合、解散時に国に納付する最低責任準備金相当額のうち「解散計画適用開始日における不足相当額」に対する付利率を、解散計画適用開始日に遡って上記の利率とすることができます。(代替手法)

(例)平成26年4月1日適用開始の解散計画を提出した場合 (注)納付額特例を使用する先は使用不可

本来手法



代替手法



(※) 解散時の最低責任準備金の算定方法に基づく債務額および積立不足額で算定する必要あり

4. その他企業年金関連

4-1. 平成27年3月末の企業年金の資産残高等

- 信託協会等の調べによる平成27年3月末現在の確定給付型の年金の資産残高は89.8兆円(前年度比6.2%増)、確定拠出年金は8.8兆円(同17.5%増)。

～以下、メールマガジン「平成27年3月末の企業年金の資産残高等について」転載～

信託協会が生保協会・JA共済連・運営管理機関連絡協議会と共同で平成27年3月末現在の企業年金についての概況を取りまとめ、公表していますのでご案内いたします。

(1)企業年金(確定給付型)の受託概況(平成27年3月末現在)

○受託件数 14,328件(対前年比3.2%減)

【内訳】厚年基金:444件(同16.4%減)

DB年金:13,884件(同2.8%減)

○資産残高(時価)89兆7,518億円(同6.2%増)

【内訳】厚年基金:31兆2,882億円(同1.2%増)

DB年金:58兆4,636億円(同9.0%増)

○加入者数 1,145万人(同4.3%減)

【内訳】厚年基金:363万人(同11.0%減)

DB年金:782万人(同0.8%減)

→平成26年4月の改正厚生年金保険法の施行を受け、厚生年金基金を中心に受託件数・加入者数は減少しているものの、堅調な市場環境のもと、資産残高は昨年に続いて増加しています。

(2)確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成27年3月末現在)

○規約数 4,572件(対前年比4.6%増)

○資産額(時価) 8兆8,003億円(同17.5%増)

○加入者数 507万人(同9.1%増)

→伸び率は昨年比上昇しており、制度普及が加速していると言えます。

URL

・企業年金(確定給付型)の受託概況(平成27年3月末現在)[信託協会HP]

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news270526-1.html>

・確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成27年3月末現在)[信託協会HP]

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news270526-2.html>

4-2. 「日本再興戦略」改訂2015(素案)

- 日本再興戦略改訂2015に、確定給付企業年金の制度改善が明記

～以下、メールマガジン「日本再興戦略改訂2015(素案)のご案内」転載～

平成27年6月22日に、政府主要会議の1つである産業競争力会議において、「日本再興戦略」改訂 2015 (素案)(※)が提示されました。

同素案では、新たに講ずべき具体的施策として、確定給付企業年金の制度改善が挙げられており、本年中に結論を得ると記載されております。

記載されている制度改善は以下2つで、いずれも、社会保障審議会企業年金部会において、今後見直しを行うものとして本年1月に整理されたものです。

1. 運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入
2. 将来の景気変動を見越した、より弾力的な運営(拠出弾力化)を可能とする措置の検討

今後、同部会において、上記制度改善にかかる議論が再開されると思われます。

(※)85ページご参照

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai22/siryou1-2.pdf>

5. 公的年金関連

5-1. 政府が高収入高齢者の年金減額を検討

- 高収入の高齢者について、基礎年金の一部を減額する仕組みを政府が検討
- 6月末にまとめる2020年度までの財政健全化計画に盛り込む意向

～以下、メールマガジン「政府が高収入高齢者の年金減額を検討」転載～

5月19日付の朝日新聞7面に『「収入多い人、年金減額」経財諮問会議で提言へ』という記事が掲載されています。

記事によりますと、政府の経済財政諮問会議は、収入が多い高齢者について、税金で半分が賄われている基礎年金(満額で月約6万5千円)の一部を減らす仕組みを検討し、6月末にまとめる2020年度までの財政健全化計画に盛り込ませたい意向とのことでした。

なお、公的年金制度の改革について検討する社会保障審議会年金部会(厚労省の諮問機関)においても、高所得者の年金給付の在り方について昨年議論されました。同部会では、この問題については、年金に係る税制や福祉制度等を含めた観点や高齢者の就労インセンティブを阻害しない観点から幅広い議論を継続すべきと整理しています。

ちなみに、過去には社会保障と税の一体改革関連法審議の際、「高所得者に対する年金額の調整」が政府提出の法案に盛り込まれましたが、国会審議・三党協議の過程で削除されたという経緯もあり、実現には高いハードルがあると予想されます。

5-2. 生涯現役社会実現に関する検討会 報告書案 取りまとめ

- ・「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」が報告書案を取りまとめ

～以下、メールマガジン「生涯現役社会実現に関する検討会 報告書案取りまとめ」転載～

5月22日、生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会が開催され、報告書案が取りまとめられました。

本検討会は、厚生労働省職業安定局内に設置されたもので、本年2月から6回にわたって「生涯現役社会」を実現するために必要となる制度・施策の方向性について議論を行ってきました。

報告書案では、当面求められる施策として、

- 企業における高年齢者の雇用の促進
→65歳以降も可能な限り長く企業で活躍するための環境整備として、65歳以上の高年齢者を積極的に雇用する企業を支援
- 職業生活設計と能力開発の支援
→高齢期となる前からの職業生活設計や職業能力開発が重要であることから中高年労働者がセミナー・研修やキャリアコンサルティングを受けることを支援
- 中高年齢者の再就職の支援
→中高年齢者の再雇用の支援を促進するために、雇用保険制度による再就職支援等の一層の推進
- 地域における多様な雇用・就業機会の確保
→地方自治体を中心とした地域のネットワークの下での雇用・就業機会の掘り起こし
- シルバー人材センターの機能強化
→地域の高年齢者に対して就業機会を提供できるよう、センターが積極的に就業機会・職域の開拓を促進等を提案しています。

なお、今後は本報告書での提言を基に、労働政策審議会にて、法改正も含めた具体的な政策の検討が行われる予定です。

※「生涯現役社会」とは(厚労省資料より)

65歳以降においても、働く意欲のある高年齢者が、年齢にかかわらずその能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会

6. 平成27年4月～平成27年6月の 年金ニュース

6. 平成27年4月～平成27年6月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成27年 4月	確定拠出年金法等の改正にかかる法案の提出		○		
	解散厚年基金の分割納付特例に係る利率 について(平成27年度)		○		
平成27年 5月	平成27年3月期決算短信における 退職給付会計数値の集計結果				○

7. 平成26年4月～平成27年6月の 年金メールマガジン

7. 平成27年4月～平成27年6月の 年金メールマガジン

	年金メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成27年 4月	金融庁が「IFRS適用レポート」を公表				○
	法人税率引下げと年金の掛金		○		
平成27年 5月	確定拠出年金導入企業が2万社に				○
	政府が高収入高年齢者の年金減額を検討				○
	生涯現役社会実現に関する検討会 報告書案取りまとめ				○
	平成27年3月末の企業年金の資産残高等 について		○		
平成27年 6月	超低金利 揺れる企業年金				○
	「日本再興戦略」改訂2015(素案)のご案内				○
	修正国際基準 ようやく公表へ				○

-
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
 - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
 - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))

